

改正

平成25年12月27日規則第88号

平成31年3月29日規則第21号

令和元年9月30日規則第45号

令和2年3月31日規則第67号

令和3年6月28日規則第63号

八戸市武道館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市武道館条例（昭和56年八戸市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 八戸市武道館（以下「武道館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(使用許可の申請手続等)

第4条 条例第6条第1項の規定により武道館の使用の許可を受けようとする者は、武道館使用許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、口頭で申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に行わなければならない。ただし、指定管理者が相当な理由があり、かつ、武道館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 柔道場、剣道場、レスリング場及び相撲場の貸切使用並びに会議室の使用 使用開始日前3箇月から8日まで

(2) 柔道場、剣道場、レスリング場及び相撲場の個人使用 使用当日

第5条 前条の規定にかかわらず、武道館内に売店を設置しようとする者は売店設置許可申請書（別記第2号様式）に、自動販売機を設置しようとする者は自動販売機設置許可申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(1) 営業種目、販売品目、価格及び営業時間その他営業に関する計画を記載した書類

(2) その他指定管理者が必要と認める書類

(使用許可書等の交付等)

第6条 指定管理者は、前2条の申請書を受理した場合において、武道館の使用を許可したときは、第4条第1項本文の申請者には武道館使用許可書（別記第4号様式。以下「使用許可書」という。）を、同項ただし書の申請者には武道館個人使用券（別記第5号様式。以下「使用券」という。）を、前条の規定による売店の設置の申請者には売店設置許可書（別記第6号様式）を、自動販売機の設置の申請者には自動販売機設置許可書（別記第7号様式）を交付する。

2 前項の規定により武道館の使用許可を受けた者（自動販売機の設置の許可を受けた者を除く。）は、武道館の使用の際同項の規定により交付を受けた使用許可書、使用券又は売店設置許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の変更)

第7条 前条第1項の規定により武道館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、武道館使用変更承認申請書（別記第8号様式）に使用許可書、使用券、売店設置許可書又は自動販売機設置許可書（以下これらを「使用許可書等」という。）を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人使用にあつては、使用券を提示して口頭によることができる。

2 指定管理者は、前項本文の申請書を受理した場合において、使用の変更を承認したときは、武道館使用変更承認書（別記第9号様式）を当該申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人使用の使用者にあつては、使用券を提示して口頭により申請するものとする。

（使用の中止）

第8条 使用者は、武道館の使用を中止しようとするときは、武道館使用中止届（別記第10号様式）に使用許可書等を添えて指定管理者に届け出なければならない。ただし、個人使用にあつては、使用券を提示して口頭によることができる。

（設備、器具等の利用料金）

第9条 条例別表の規定により市長が定める設備、器具等の利用料金は、別表のとおりとする。

（利用料金の納付）

第10条 武道館の利用料金（以下「利用料金」という。）は、第6条第1項の規定により使用許可書等の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、自動販売機を設置する場合の利用料金については毎月末日までに当月分を、設備、器具等の利用料金については当該使用終了時までに納付することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、当該使用終了後指定管理者の定める期限までに利用料金を納付することができるものとする。

（1） 国又は地方公共団体が使用する場合

（2） その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

（利用料金の還付）

第11条 条例第10条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次のとおりとする。

（1） 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。 既納の利用料金の全額

（2） 条例第8条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき。 既納の利用料金の全額

（3） 使用開始期日前7日までに使用中止の届出があつたとき。 既納の利用料金の5割の額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、武道館利用料金還付申請書（別記第11号様式）に使用許可書等及び利用料金領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、利用料金の還付を決定したときは、武道館利用料金還付決定書（別記第12号様式）により当該申請者に通知する。

（利用料金の減免）

第12条 条例第11条の規定により減免する利用料金の額は、次のとおりとする。

（1） 当市が主催する行事に使用するとき。 利用料金の全額

（2） 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあつては、介護人1人を含む。）が個人で使用するとき。 利用料金の全額

（3） その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、武道館利用料金減免申請書（別記第13号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定による減免の場合は、当該手帳を提示して口頭により申請することができる。

3 指定管理者は、前項本文の申請書を受理した場合において、利用料金の減免を決定したときは、武道館利用料金減免決定書（別記第14号様式）により当該申請者に通知する。

（特別設備の設置等の許可）

第13条 条例第13条の規定により特別設備の設置又は特殊物品の搬入の許可を受けようとする者は、武道館特別設備設置等許可申請書（別記第15号様式）に設備図面その他必要な書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、特別設備の設置又は特殊物品の搬入を許

可したときは、武道館特別設備設置等許可書（別記第16号様式）を当該申請者に交付する。

（行為の禁止）

第14条 武道館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 武道館の設備等を損傷し、又は滅失すること。
- （2） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- （3） 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- （4） 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- （5） 武道館の施設及び敷地内において喫煙すること。
- （6） 所定の場所以外において火気を使用すること。
- （7） その他武道館の管理に支障がある行為

（立入り）

第15条 武道館を使用する者は、当該職員が武道館の管理のためその使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第88号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第21号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第45号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第67号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日規則第63号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

設備、器具等利用料金

区分	単位	金額
石油ストーブ	1台1時間当たり	120円
放送機器	1式1日	1,270円
電源使用	1キロワットアワー当たり	20円
シャワー	1人1回	60円

備考 入場料を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍に相当する額とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

武道館使用許可申請書

申請 年 月 日			
(あて先) (指定管理者代表者)		申請者 住所 団体名 氏名 TEL	
使用区分			
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			
使用目的及び内容 (大会名等)			
入場料 有 ・ 無		競技関係予定者 人	
利用料金 前納 ・ 後納		観覧予定者 人	
後納理由		備考 (特別設備の有無、その他)	
使用施設名	利用料金 (円)	使用設備、器具等	利用料金 (円)
注意事項 施設の利用料金は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。ただし、設備、器具等の利用料金については、使用当日に納付してください。		利用料金合計 円	
		領 収 No. 号	
		領 収 年 月 日	
		領収者印	
受 付 年 月 日		許 可 年 月 日	

武 道 館 使 用 許 可 書

住 所 団体名 氏 名 TEL				様
使用区分				
使用日時				
年 月 日 ()		時 分から		
年 月 日 ()		時 分まで		
使用目的及び内容（大会名等）				
入場料		有 ・ 無		競技関係予定者
利用料金		前 納 ・ 後 納		観覧予定者
後納理由		備考（特別設備の有無、その他）		
使用施設名	利用料金（円）	使用設備、器具等	利用料金（円）	
許 可 条 件		利用料金合計		
		円		
		第 号		
		上のおり許可します。 年 月 日 （指定管理者代表者） 印		

No.

武道館個人使用券

使用者氏名

使用日時

年 月 日

時 時 分から
時 分まで

区分	人数	区分	人数
レスリング場	人	相撲場	人
柔道場	人	シャワー	人
剣道場	人		

利用料金

円

(指定管理者)

売 店 設 置 許 可 書

		住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()		様
使用区分 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外				
売店設置（面積等）		箇所	㎡	
設置施設及び場所				
設置期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間				
添付書類（販売品内容等）				
利用料金		円		
許可条件				
上のおり許可します。 年 月 日		第 号		
(指定管理者代表者)				印

自動販売機設置許可書

住 所 団 体 名 氏 名 T E L () 様	
設置施設及び場所	設置台数 台
設置期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間	
添付書類	
利用料金 円	
許可条件	
第 号	
上のおり許可します。 年 月 日	
(指定管理者代表者) 印	

武道館使用変更承認申請書

申請年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
申請者 住所 団体名 氏名 TEL ()	
既に受けている使用許可 施設名 年 月 日 第 号	
理由	
内 容	変更前
内 容	変更後
添付書類 使用許可書等	
備考	

武道館使用変更承認書

住 所 団 体 名 氏 名 T E L () 様	
既に受けている使用許可 施 設 名 年 月 日 第 号	
理由	
内 容	変更前 変更後
添付書類 使用許可書等	
備考	
第 号 上のおり承認します。 年 月 日 (指定管理者代表者)	
印	

武 道 館 使 用 中 止 届

届 出 年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
届 出 者 住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()	
既に受けている使用許可	
施 設 名	
年 月 日 第 号	
使用予定日	
年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
理由	
添付書類 使用許可書等	
受付 年 月 日	利用料金 <input type="checkbox"/> 還 付 <input type="checkbox"/> 不 還 付

武道館利用料金還付申請書

申請年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()	
既に受けている使用許可 施 設 名 年 月 日 第 号	
理由	
既に納付した利用料金 円	還付申請額 円
添付書類 使用許可書等、利用料金領収書	
根拠条文 八戸市武道館条例施行規則第 11 条第 1 項第 号該当	
還付決定額 円	
受 付 年 月 日	決 定 年 月 日

武道館利用料金還付決定書

	住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()
様	
既に受けている使用許可 施 設 名 年 月 日 第 号	
理由	
還付決定額 円	
第 号	
上のおり決定します。 年 月 日	
(指定管理者代表者)	
印	

武道館利用料金減免申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申 請 年 月 日	
		申 請 者 住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()	
使用施設名			
使用目的及び内容 (大会名等)			
使用日時			
年 月 日 ()		時	分から
年 月 日 ()		時	分まで
入場料	有 ・ 無	競技関係予定者 観覧予定者	人 人
理由			
利用料金		減免申請額	
	円		円
添付書類			
根拠条文			
八戸市武道館条例施行規則第 12 条第 1 項第 号該当			
減免決定額			
円			
受 付	年 月 日	決 定	年 月 日

武道館利用料金減免決定書

住 所 団 体 名 氏 名 T E L ()		様
使用施設名		
使用目的及び内容（大会名等）		
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
入場料 有 ・ 無	競技関係予定者 観覧予定者	人 人
理由		
減免決定額 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">円</div>		
上のおり決定します。 年 月 日		第 号 印
（指定管理者代表者）		

武道館特別設備設置等許可申請書

申請 年 月 日																		
(あて先) (指定管理者代表者)																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">申請者</td> <td style="width: 30%; border: none;">住 所</td> <td style="width: 40%; border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">団 体 名</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">氏 名</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">TEL</td> <td style="border: none;">()</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">会場責任者氏名</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">TEL</td> <td style="border: none;">()</td> </tr> </table>	申請者	住 所			団 体 名			氏 名			TEL	()		会場責任者氏名			TEL	()
申請者	住 所																	
	団 体 名																	
	氏 名																	
	TEL	()																
	会場責任者氏名																	
	TEL	()																
使用施設名 (設置場所)																		
設置理由 (目的)																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">準備期間</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 20%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	準備期間	年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで						
準備期間	年	月	日	時	分から													
	年	月	日	時	分まで													
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">設置 (実施) 期間</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 20%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	設置 (実施) 期間	年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで						
設置 (実施) 期間	年	月	日	時	分から													
	年	月	日	時	分まで													
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">撤去期間</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 20%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	撤去期間	年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで						
撤去期間	年	月	日	時	分から													
	年	月	日	時	分まで													
特別設備の概要 (名称、規模、数量等)																		
添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 1 設備図面 2 																		

	住 所 団体名 氏 名 TEL ()
様	
使用施設名（設置場所）	
設置理由（目的）	
準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
設置（実施）期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特別設備の概要（名称、規模、数量等）	
添付書類	
1 設備図面 2	
第 号	
上のおり許可します。 年 月 日	
（指定管理者代表者）	
	